

平成 23 年度第 3 回笠間市行政改革推進委員会 会議要旨

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 28 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 1 5 時 5 8 分まで
- 2 場 所 笠間市役所 3 階 全員協議会室
- 3 出席者 委員 9 名 (欠席 3 名), 事務局 7 名
- 4 傍聴者 2 名
- 5 議 題 (1) 笠間市行財政改革大綱実施計画【平成 22 年度実績】について
(2) 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成 22 年度実績 (総括) について
(3) 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成 18 年度～ 22 年度実績 (総括) について
(4) 第二次笠間市行財政改革大綱 (案) について

6 会議結果

(1) 笠間市行財政改革大綱実施計画【平成 22 年度実績】について

- ・ 35 ページの 2 番, 「職員のボランティア意識の醸成」について新しい実施計画にこの項目が入った場合には職員の参加について盛り込むことを求めていくこととする。
- ・ 65 ページから 76 ページまでの各々の徴収率の向上については未了案件が多いため, 次の実施計画等においては, 徴収率を更に向上させるための具体的な対策を求めていくこととする。
- ・ 190 ページの市政懇談会については参加者が固定化してしまっているため, 違う角度, 違う方が出られるような方法を考えることを求めていくこととする。
- ・ 7 項目全て了承。

(2) 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成 22 年度実績 (総括) について

- ・ 了承

(3) 笠間市行財政改革大綱実施計画の平成 18 年度～ 22 年度実績 (総括) について

- ・ 了承

(4) 第二次笠間市行財政改革大綱 (案) について

- ・ 括弧書きで書かれている部分については取るなら取る, 入れるなら入れるなど, 事務局で適宜処理する。
- ・ 7 ページの 2 改革の方向性 (1) ④『「選択と集中」による』を削除する。
- ・ 7 ページの 1 位置付けの文中, 「基本方向」を, 「方向性」に変更する。
- ・ 9 ページ第 3 改革の方針の文中, 「取り入れながら」を「取り入れた」に変更する。
- ・ 9 ページの 1 市役所の変革 (1) ②「働きやすい職場づくりを目指すため, 現在の」を削除する。
- ・ 10 ページの 1 市役所の変革 (2) ①「の手法である」を削除する。
- ・ 10 ページの 1 市役所の変革 (3) ②「仕事」を「業務」に変更する。
- ・ 10 ページの 1 市役所の変革 (3) ⑤「公が担うべき業務事務の」を削除する。
- ・ 12 ページの 2 市民協働・公民連携の推進の文中, 「行政と市民 (ボランティア・NPO 等)」を「公と民」に変更する。
- ・ 6 ページの 3 現状を踏まえた課題の文中と 12 ページの 2 市民協働・公民連携の推進の文中, 「きめ細やかな」を「きめ細かな」に変更する。
- ・ 12 ページの 2 市民協働・公民連携 (1) ④「の市民の役割は」を「市民は」に変更する。
- ・ 12 ページの 2 市民協働・公民連携 (1) ④「お互いの特性を生かし,」を削除する。
- ・ 13 ページの 2 市民協働・公民連携 (2) ③※クラウドの説明をわかりやすく表現する。
- ・ 4 ページの 2 本市を取り巻く社会経済環境の変化 (3)「参加し」を「参画し」に変更する。
- ・ 14 ページの 3 財政基盤の確立 (2) ②「一般会計から税金を充てることが適当と考えられ

る範囲の分を繰出金として拠出しており」を「一般会計から繰出金を拠出しており」に変更する。

- ・ 9 ページの 1 市役所の変革（1）④「外部委託（アウトソーシング）」を「アウトソーシング（外部委託）」に変更する。
- ・ 13 ページの 2 市民協働・公民連携（2）②「意見公募制度（パブリックコメント）」を「パブリックコメント（意見公募制度）」に変更する。
- ・ その他詳細については事務局で検討整理し、会長、副会長に一任する。

（5）その他

- ・ 第二次笠間市行財政改革大綱（案）に基づく実施計画の各課ヒアリングを実施することとする。

7 次回日程 次回の日程については、日程調整をした上で決めることとする。